

シルバー 派遣事業

短期的にちよっと
人手が足りない…

人手不足を支援する、
シルバー派遣事業を活用しませんか？



臨時的かつ短期的、または軽易な業務で
幅広い職種及びスタイルに対応！



経験を活かして、
毎日いきいき

シルバー派遣事業とは

- 高齢者雇用安定法及び労働者派遣関連法に基づき運営される事業です。
- シルバー人材センター連合(派遣元事業主)と、各地域のシルバー人材センター(実施事業所)が契約に基づき、シルバー人材センター会員を派遣します。
- 会員1人あたりの就業範囲は「**臨時的かつ短期的な就業、または軽易な業務**」と定められています。
※ 臨短業務は概ね月10日程度、軽易な業務は週20時間未満が目安です。
- 60歳以上の高齢者向きで安全な業務に限ります、直接指示が必要な補助的作業なども含め、**幅広い業務・職種に対応**しています。
※ 港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院などにおける医療関係業務は、法令により派遣を行うことができないこととなっています。

社員のみなさん、
本来の業務に集中できていますか？



短期間や一時的に人手が必要なとき、どうしていますか？



**そんな時に!!
シルバー派遣を**



保育所・介護施設・店舗などで活躍中

派遣事業で、シルバー世代の豊かな経験が生かされています。

**保育・学童
補助**

- ・保育補助(見守り等)
- ・学童支援補助
- ・保育室・施設清掃
- ・調理補助
- ・保育・学童の送迎車の運転 / 添乗業務等



**介護
補助**

- ・介護補助
- ・院内清掃 / 洗濯
- ・調理補助
- ・食事の配膳・下膳
- ・介護送迎車の運転と車両清掃等



**店舗
補助**

- ・商品の品出し、商品補充
- ・惣菜品のバック詰め
- ・調理補助(惣菜等)
- ・カート整理、店内清掃
- ・駐車場の案内業務
- ・園芸 / 各種商品管理等



**その他
補助**

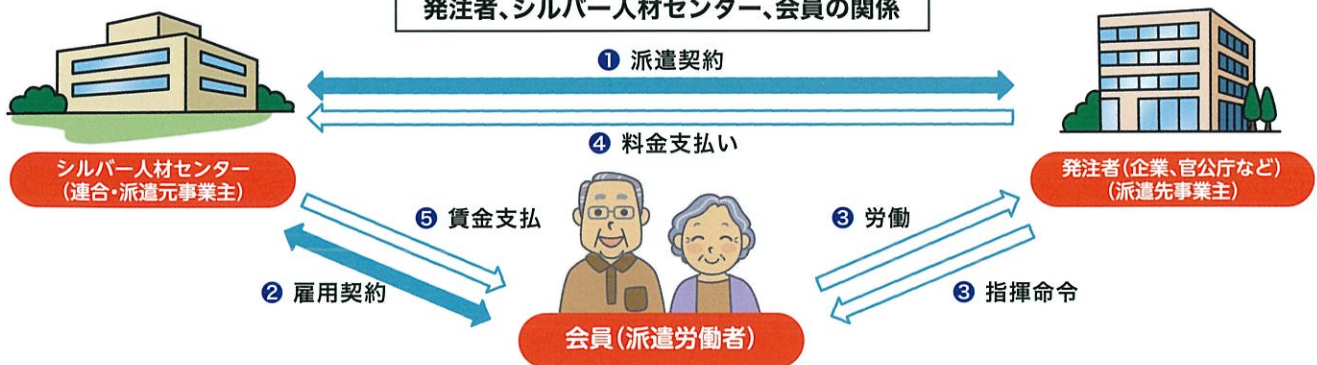
- ・一般事務
- ・書類整理、伝票整理
- ・パソコン操作
- ・送迎車両運転業務(マイクロバス・ワンボックス車等)
- ・埋蔵文化財発掘作業員



シルバー派遣の仕組み

- シルバー人材センター(連合)が、発注者から業務を受注し、会員を発注者の事業所などに派遣し、業務に従事する仕組みです。
- 連合(シルバー人材センター)が、発注者と労働者派遣契約、会員と雇用契約を締結して、会員を発注者事業所などに派遣します。
- 会員は発注者の指揮命令を受けて働きます。

発注者、シルバー人材センター、会員の関係



— ご理解頂きたいこと —

- ① 高齢者に向けた仕事が原則ですので、危険または有害、重労働等の恐れがある仕事は実施いたしておりません。
- ② 1人の会員が就業できるのは、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」(月10日または週20時間未満)となりますので、長時間のお仕事は、複数会員によるローテーション就業となります。(一部除外規定あり)
- ③ 実施している仕事は地域によって異なります。詳しくは、「あなたの街のシルバー人材センター」までお問合せください。

お申込み・お問合せはあなたの街のシルバー人材センター(実施事業所)へ

(公社)宜野湾市シルバー人材センター
〒901-2201 宜野湾市新城二丁目4番11号

☎098-893-6828